

高麗の偽経『現行西方經』について

山 中 行 雄

1. 序

『現行西方經』（『韓国仏教全書』Vol. 6, 860–876）は、高麗で成立した偽経で、海東永州公山居祖社の元岳が録したと伝えられている¹⁾。本書は阿弥陀・浄土信仰を背景とする占法を説く文献で、浄土における上品上生から地獄界に至るまでの来世の受生処を、木簡を使用して占う方法を詳解するものである。

本書自らが伝えるところによれば、この占法は楽西という道人が、大徳2年（1298）正月初八日夜半に、元岳の眼前に現れて伝授したことになっている²⁾。このような元岳が撰者であるという『現行西方經』中の記述に、『韓国仏書解題辞典』ならびに『韓国仏教全書』は疑問を呈している³⁾。さらに韓泰植は、大徳2年（1298）という本書の年代にも疑いを抱いている⁴⁾。つまり撰者、成立年代ともに確実なものとは言えない。とはいえ真の撰者や年代を示唆するような資料も、今のところ見つかっていない。

元岳は、『現行西方經』以外の著作を残しておらず、彼の名前が言及されるような資料も全く存在しない⁵⁾。ただ元岳が住したとされる公山居祖社は、高麗に看話禅を導入した普照知訥（1158–1210）が禅教一致を修する「定慧結社」を組織したところである。ここから韓泰植は、『現行西方經』の撰者と禅との関係を指摘している⁶⁾。

また韓泰植は、『現行西方經』に説かれる占法は、新羅時代より始まる「占察法会」の変形であると言う⁷⁾。「占察法会」は、『占察善惡業報經』（Taisho No. 839. Vol. 17, 901c6ff）に説かれる「木輪相」を用いて、過去世の善惡の業や三世中の受報の差

1) 韓（1996, 317）によれば、居祖社は「永川」にある。

2) 『現行西方經』861a15。

3) 『韓国仏書解題辞典』130–131, § 28; 『韓国仏教全書』6, 861c 注 1。

4) 韓（1996, 317）。

5) 韓（1996, 318）。

6) 韓（1996, 318）。

7) 韓（1996, 317）。

別を占う儀礼を中心とする法会である⁸⁾。8世紀の新羅において、真表がこの「占察法会」を大成し、新羅の地で大いに流行したようである⁹⁾。「占察法会」は、地藏信仰あるいは弥勒信仰を背景にしているが、それに対して『現行西方經』は、阿弥陀信仰を背景としており、その点が特徴的といえるだろう¹⁰⁾。

『現行西方經』は、これまであまり注目されることもなく、研究も進んでいるわけではない¹¹⁾。しかし、朝鮮半島において本經は、長期間に渉って信仰の対象となっていたと考えられる。そのことを証明する資料として、李朝期の儀礼書『現行法会礼懺儀式』が挙げられよう¹²⁾。1709年に明眼という禅僧が、『現行西方經』を所依經典として、智異山の七仏庵で「現行西方道場」を開き、その時に『現行法会礼懺儀式』を編纂したと伝えられている¹³⁾。

このように『現行西方經』は、高麗の浄土信仰に起源を有しながら、李朝においても信仰された典籍であり、高麗の浄土信仰の一面を伺わせる貴重な資料の一つと言える。本稿では『現行西方經』の内容を紹介し、さらに本書中の引用文献から、本書がどのような典拠に依拠しているのかを論ずる。

1.1 書誌

『現行西方經』には、以下の刊本が現存している。

1. 正統 13 (1448, 韓国延世大・韓国高麗大蔵)
2. 嘉靖 35 (1556, 韓国嶺南大蔵)
3. 康熙 49 (1710, 韓国東国大, 韓国国立図書館, 韓国高麗大蔵)
4. 刊年不明 (韓国国立図書館)

上記の内、正統 13 年版が『韓国仏教全書』収録の『現行西方經』の底本となっている。2の嘉靖 35 年本は、第 1 章の 296 頁で触れた『現行法会礼懺儀式』との合綴本である。またこの刊本は、嘉靖 10 年 (1531) にも刊行されたものの重刊とされているが、嘉靖 10 年本自体は、散逸した。

8) 『占察善惡業報經』の「木輪相」については、池平 (2000, 359-363) を参照されたい。

9) 鎌田 (1987, 95-102) : 洪 (2004, 733-731)。

10) 韓 (1996, 317)。

11) これまででもっとも該博な韓国仏教儀礼の研究書である、洪 (1976) においても、『現行西方經』は、言及されていない。『韓国仏教全書』が 1979 年から刊行され始めるので、洪にとって『現行西方經』が未知の文献であったためと思われる。

12) 『現行法会礼懺儀式』は『韓国仏教全書』9 に収録されている。

13) 韓 (1996, 317-316)。『韓国仏書解題辞典』365, no. 62 も参照されたい。

2. 経の概要

『現行西方經』の冒頭で、「阿弥陀本心微妙真言」（怛佞他唵蜜多羅沙嚩賀）という真言、さらにこの「阿弥陀本心微妙真言」の功德を説く『妙塔勝進經』という經典が引き合いに出され、この真言の読誦によって阿弥陀仏に見えて浄土往生するという功德が得られると言う¹⁴⁾。

大徳2年（1298）正月初八日夜半に元岳が、法堂で『阿弥陀本心微妙真言』を一万遍唱えたところ、楽西という道人が現れる。楽西は、来世の受生処を占うことができると言い、その方法を伝授する。楽西は「南無阿彌陀仏本心微妙真言。才聞於耳。即往生。與諸聖衆。同遊戲如來大智福德海。一時分付誦持者」という40文字からなる頌を授ける。この頌の文字を一つ一つ個別に木簡のようなもの書き付ける¹⁵⁾。ただ「仏」という字のみ2個の木簡に書かれるので合計41個の木簡になる¹⁶⁾。占法会中の「上師」が、これらを「浄器」に入れて、仏像の前で跪いて投げる¹⁷⁾。裏返って字の出なかった札を取り去り、字が出た札だけを集めて再び投げる。これを繰り返して、最後の一枚になった時に出た文字で、来世の受生処を占知する¹⁸⁾。

例えば「仏」は二つの木簡に書かれており、二つとも出れば仏位を得る。「仏」の字が一つだけ出れば上品上生、「彌」は上品中生、「陀」は上品下生そして「阿」は中品上生といった具合に上記の頌の一文字一文字が来世の行方に対応している。他にも「者」という字が出れば餓鬼界に生まれることになるが、懺悔をすれば下品下生を得る。このように占いで悪い結果が出て、懺悔・慈心などに精進することによって浄土往生できる、または良い来世になるとする。

続いて、法会中で次席に在る者が、木簡を投げる。木簡によって占知された来世の受生処の善悪高低にしたがって、法会の参加者は座る位置を変えていく。このようにして、法会の参加者が順々に占いを行っていく。

上記のような占法が、一回の法会で四度行われるようであるが¹⁹⁾、三回占いを行って浄土往生が決まった者は、四回目は木簡を投げずに「諸趣之人。皆生浄土」と発願する²⁰⁾。

14) 『現行西方經』 861a3-14。

15) 『現行西方經』 861b2。原文では、この木簡は「牋」と呼ばれる。

16) 『現行西方經』 861b2-3。

17) 『現行西方經』 861b3-5。

18) 『現行西方經』 861b5-8。

19) 『現行西方經』 861b17-18 一會之中四番精進。

20) 『現行西方經』 861b22-c4。

また二、三の木簡が、三度投げて三度とも字の有る面が出たり、あるいは三度とも裏返って字のない面のみが連続して出て、最後の一字が決定しなかった場合には「不決」となる²¹⁾。この「不決」の場合、事情は少々複雑で第一回目の占いで「不決」となった場合、この者は、空行念者と呼ばれる²²⁾。本来この者は、たとえ来世で地獄に生まれることを意味する「南」の字をひいたとしても、地獄に落ちることのない者であるのだが、仏の大慈を全く理解していないので、来世の受生処が「不決」となってしまった「憐憫」されるべき者と楽西は言う²³⁾。また「無心三昧」を既に体得し、「阿弥陀本心微妙真言」を誦する者は、占いを行っても「不決」となる。この二者は、一旦占いの場から追い出されてしまう²⁴⁾。

「無心三昧」を既に体得し、「阿弥陀本心微妙真言」を誦する者が、なぜ占いの場から追い出されるのか、その理由は明らかでない。『現行西方經』中には、その理由を明確に論じる箇所はなく、楽西はただこの者の賢愚を論じるべきでないと述べるにとどまる²⁵⁾。

また、占いは一法会で4回行われるので、一度目で何かしらの目が出て二度目以降で「不決」となる場合もある。この場合は、「不決」が出る前の「位」が優先される²⁶⁾。この場合は、「不決」が出て追いつかれることはない。

元岳は楽西に、この占法を何処で習得したのかと問う。すると楽西は、「西天國」に於いては、この占法が盛んに行われていると答え、さらに仏滅後400年に加連陀という法師がこの占法を作ったと言う²⁷⁾。

この占法は唐袁州仰山慧寂禅師にも伝えられたが、占法が口伝される内に誤解されて、戯れのものとなってしまったとも、楽西は語る²⁸⁾。

占法の解説ならびに占法の起源が述べられた後には、前述の40文字が一体どのような受生処に対応するのかが、詳解される。この際には、さまざまな仏教文献を引用しつつ、受生処の様態や具体的な因果応報の原理、例えば富有な者が下の身分の者を鞭打てば、来世で一旦地獄に落ちた後、さらに水牛に生まれ田畠で酷使されるといっ

21) 『現行西方經』861c6-7。

22) 『現行西方經』861c9-10。

23) 『現行西方經』861c10-13。

24) 『現行西方經』861c8 須黜道場門外：『現行西方經』874b24-c1 皆黜門外。看他後番。

25) 『現行西方經』874b24。

26) 『現行西方經』861c15-17。

27) 『現行西方經』863c13-15 佛滅後四百年有一法師。名曰加連。誦此呪得大神通。哀念衆生。不信因果。承佛神力作此法。

28) 『現行西方經』863c20-864a11。

たような事柄が述べられる²⁹⁾。

元岳は、楽西に師となるよう要請するが、楽西は是に答えず、占法を元岳自らが広めるように頼む。元岳は、最後に楽西の住処を聞くが、楽西は住処は無いと答え、夜明けとともに忽然と姿を消す³⁰⁾。

2.1 阿弥陀本心微妙真言について

第2章で述べたように『現行西方經』の冒頭で、「阿弥陀本心微妙真言」（怛佉他唵 嚩多羅沙嚩賀）と『妙塔勝進經』という經典が言及される。しかし、韓泰植が指摘したように、『阿弥陀本心微妙真言』がそもそもどこから引かれたのかは不明であり、かつ『妙塔勝進經』という經典も未だ知られない³¹⁾。つまり『阿弥陀本心微妙真言』は出自の判らない真言であるのだが、それにも関わらず李朝期には或る程度、權威のある真言として普及していたようである。というのも、振虚捌閔撰『三門直指』(1769年成立)³²⁾、『礼念往生文』(16c末-17c成立?)³³⁾などのいくつかの典籍に収録されているからである³⁴⁾。『三門直指』は、仏教儀礼に関する記述を多く含み、また『礼念往生文』は正に儀礼書であるので、韓国仏教儀礼においてこの『阿弥陀本心微妙真言』が使用されていたことを伺わせる。

3. 来世の一覧表

以下に、『現行西方經』の占いによって予言される来世の受生処を一覧してみる。

1. [仏] → 妙覺位, 2. [仏] → 上品上生, 3. [陀] → 上品中生, 4. [弥] → 上品下生, 5. [阿] → 中品上生, 6. [本] → 中品中生, 7. [心] → 中品下生, 8. [微] → 下品下生, 9. [妙] → 下品中生, 10. [真] → 下品下生, 11. [言] → 宮殿受生, 12. [才] → 諸天位, 13. [聞] → 長寿天, 14. [於] → 仙趣, 15. [耳] → 轉輪王, 16. [即] → 国王, 17. [往] → 入山, 18. [生] → 出家, 19. [與] → 大富豪, 20. [諸] → 中善品, 21. [聖] → 州吏, 22. [衆] → 百姓, 23. [同] → 女報, 24. [遊] → 寺奴婢, 25. [戲] → 官

29) 『現行西方經』 872a20-23。

30) 『現行西方經』 876a8-10。

31) 韓 (1996, 318-317)。

32) 『韓国仏教全書』10に収録。『韓国仏書解題辞典』193, § 56.1も参照されたい。

33) 『礼念往生文』は未だ校訂されておらず、古刊本のみが存在する。書誌情報は『韓国仏書解題辞典』362, no. 49; 377, no. 19を参照されたい。

34) 『三門直指』中の『阿弥陀本心微妙真言』と『妙塔勝進經』の引用は、どうやら『現行西方經』の冒頭部を全文引用したもののようなのだ。

奴婢, 26. [如] → 私奴婢, 27. [来] → 郵吏, 28. [大] → 邪曲行, 29. [智] → 愚痴報, 30. [福] → 大悪業, 31. [徳] → 多病障, 32. [海] → 水族, 33. [一] → 畜生, 34. [時] → 虎狼, 35. [分] → 野狐, 36. [付] → 羽族, 37. [誦] → 蛇類, 38. [持] → 無骨虫, 39. [者] → 餓鬼, 40. [無] → 地獄, 41. [南] → 阿鼻地獄, 42. 不決 → 空念

以上総計では42になるが、最後の「不決」は、受生処が決まっていないということなので、都合41の受生処が占いによって予見される。

1番目の妙覚位すなわち仏位から始まり41番目の阿鼻地獄まで、第2章の3頁で示された頌の40文字の一つ一つが対応していることがわかる。目を惹くのは、2-6番と40-41番である。2-6番の文字列は、[仏] → [陀] → [弥] → [阿]となっている。また40-41番の文字列は、[無] → [南]となっている。本来ならば「南無阿彌陀仏」が正しい順番ではあるが、「仏」という字を最も高い位置に於くためには、文字列の入れ替えをせざるを得ないので、このような文字列になったと思われる。

4. 『現行西方經』における引用に関する諸問題

3章で示した受生処は、『現行西方經』中で様々なエピソードを通じて詳しく解説される。これらのエピソードの多くは仏教経典および仏教典籍からの引用である。中には、出典の不明なものも散見される上に、おそらく仏教外の資料から採られた可能性のある引用も見られる。本章では、こういった『現行西方經』中の引用に焦点を当てて論じる。

4.1 『現行西方經』で引用される文献

以下に、『現行西方經』で引用される仏教文献が列挙される。括弧で括られた番号に続いて、数字とアルファベットが現れるが、これは『現行西方經』の頁、段、行数を示している。本稿では『韓國佛教全書』第6巻収録の『現行西方經』を使用しているので頁、段および行数は『韓國佛教全書』第6巻のものである。

続く丸括弧内の数字とアルファベットは、引用される文献の頁、段および行数を示している。引用文献の調査には、『大正藏』のテキストを使用したので、丸括弧の中で示される頁、段および行数は、『大正藏』のそれである。

『慈悲道場懺法』(Taisho No. 1909. Vol. 45)

[1] 862c18-20 經言 (955b1-3) [2] 863a1-2 經云 (956a19, 957a4-5) [3] 868b22-

23 慈悲懺法言 (932b18) [4] 869a12-13 慈悲懺法云 (932b18-19) [5] 869a21-23 慈悲懺法云 (924c1-3) [6] 869b7-9 慈悲懺法 (934b1-2) [7] 869b9-10 (935c14-15) [8] 869b11-12 (937a7-9) [9] 869b12-14 (961c9-11) [10] 869b21-23 懺法云 (932c10-12) [11] 869b23-24 (933a22) [12] 869b24-869c1 (932b29) [13] 870a16-18 懺法云 (946c20-22) [14] 870b7 懺法云 (932b26) [15] 870c17-871a1 經云 (949a22-24) [16] 871a13-19 經言 (958b2-7) [17] 871b4-8 經云 (944a15-20) [18] 871b24-c6 懺法云 (934a12-25 = 『罪業應報教化地獄經』 Taisho No. 724. Vol. 17, 451a2-8) [19] 871c6-9 (934b4-8 = 『罪業應報教化地獄經』 Taisho No. 724. Vol. 17, 451a16-20) [20] 871c9-13 (934c16-20 = 『罪業應報教化地獄經』 Taisho No. 724. Vol. 17, 451b1-5) [21] 872a3-4 慈悲懺法云 (932c19 = 佛說罪福報應經 Taisho No. 0747a. Vol. 17, 563a11-12) [22] 872a5 (932b29-c1 = 『佛說罪福報應經』 Taisho No. 0747a. Vol. 17, 562c13-14) [23] 872a5-8 (935c12-14 = 『罪業應報教化地獄經』 Taisho No. 724. Vol. 17, 451c3-5) [24] 872a8-9 (946c17) [25] 872a19-b1 懺法云 (932c12-19) [26] 872b10-11 懺法云 (932c20) [27] 872b11-12 (927c20) [28] 873b12-18 懺法云 (938a23-b8) [29] 874b16-21 懺法云 (933b6-13) 『觀無量壽經』 (Taisho No. 365. Vol. 12)

[1] 864c5-9 觀經 (344c9-16) [2] 865a5-7 經言 (345a05-07) [3] 865a20-21 經言 (345a22-23) [4] 865a21 (345b5) [5] 865b8-9 經云 (345b9-10) [6] 865b18-21 經言 (345b19-21) [7] 865c10-14 經言 (345c01-07) [8] 866a1-8 經言 (345c11-25) [9] 866a19-b2 經言 (345c28-346a9) [10] 866b12-19 經言 (346a13-346a23) [11] 871b9-11 觀經云 (341a3-21)

『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』 (Taisho No. 0945. Vol. 19)

[1] 864b2-5 楞嚴經云 (147b4-6) [2] 867a12-14 楞嚴經云 (146c18-20) [3] 867c11-868a1 楞嚴經言 (145c01-15) [4] 870c16-17 楞嚴經云 (149b23-25) [5] 871a9-13 楞嚴經云 (132a8-17) [6] 873a5-6 楞嚴經云 (143b24-25) [7] 873c14-874a1 楞嚴經云 (145a12-16) [8] 875b21-c10 楞嚴經云 (147c21-148b2)

『阿彌陀鼓音聲王陀羅尼經』 (Taisho No. 370. Vol. 12) [1] 866c4-8 聲王經云 (352b13-16)

『大方廣佛華嚴經』 (Taisho No. 293. Vol. 10)

[1] 862c14-16 故經云 (846a14-15)

『大方廣佛華嚴經』 (Taisho No. 278. Vol. 9)

[1] 873b2-4 華嚴經云 (607a13 = 『慈悲道場懺法』 Taisho No. 1909. Vol. 45,

948b23)

『妙法蓮華經』(Taisho No. 262 Vol. 9)

[1] 869c9 經云 (35c9-11)

『佛說罪福報應經』(Taisho No. 747. Vol. 17)

[1] 870b13-14 經云 (562c24-25 = 『慈悲道場懺法』 Taisho No. 1909. Vol. 45, 932c07) [2] 873b4 經云 (563a12-13)

『維摩詰所說經』(Taisho No. 475. Vol. 14)

[1] 869a11-12 維摩經云 (553a22-23)

『月上女經』(Taisho No. 480. Vol. 14)

[1] 869c10-14 月上女經云 (615c16-616b04)

『佛爲首迦長者說業報差別經』(Taisho No. 80. Vol. 1)

[1] 867a9-10 業報經云 (894c29)

『仁王護國般若波羅蜜多經』(Taisho No. 246. Vol 8)

[1] 868b24-c2 仁王經 (839a3-8)

『景德傳燈錄』(Taisho No. 2076. Vol. 51)

[1] 864b10-11 故云 (219c15-16 = 『釋氏稽古略』 Taisho No. 2037. Vol. 49. 797c9-10)

引用回数では『慈悲道場懺法』が29回と他文献を圧倒している。『慈悲道場懺法』以外には『觀無量壽經』(11回)『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』(8回)が頻繁に言及される。これらの3典籍が、『現行西方經』の主要な典拠と言える。

第1章の295頁で述べたが、『現行西方經』は新羅時代の「占察法会」との関係を指摘されている。しかし「占察法会」が依拠するところの『占察善惡業報經』は、全く引用／言及されていない。

さて、『慈悲道場懺法』は梁代に成立したと考えられるが³⁵⁾、その後すぐに流布したわけではなくのは、晩唐の頃に広まったようである³⁶⁾。一方、朝鮮半島においては、高麗末期に祖丘(～1395)によって『慈悲道場懺法集解』が著される³⁷⁾。この『慈悲道場懺法集解』は、先行する『慈悲道場懺法』の諸注釈書に依って編纂されたものである。言い換えると、『慈悲道場懺法集解』の編纂以前に、『慈悲道場懺法』の注釈書が

35) 塩入(1976, 512-513)。

36) 塩入(1976, 501-502)。

37) 『慈悲道場懺法集解』は『韓国仏教全書』12, 45ffに収録されている。

繰り返し書かれ続けていたということになる。このことから、高麗で『慈悲道場懺法』はよく読まれていたと考えてよいだろう。また李朝以降、仏教儀礼の懺法として、この『慈悲道場懺法』が用いられている³⁸⁾。

しかし、『現行西方經』は懺法について詳細に論じることはなく、あくまで『慈悲道場懺法』で論じられる悪因苦果の法則、例えば現世でどのような行為をすれば地獄に落ちるのかといった記述を、引用している。

また『現行西方經』が『慈悲道場懺法』を引用する際、この典籍が「經」でないにも関わらず、「經云」あるいは「經言」といって引用することがある³⁹⁾。

『現行西方經』の著者は、經と論書の区別をつけることに関して、あまり厳密ではない。この問題は、第4.3章の307-308頁で論じたい。

『現行西方經』は阿弥陀信仰を背景としているから、『觀無量壽經』が引用されているのは自然なことであって、取り立てて言う事はない。むしろ『無量壽經』と『阿弥陀經』が、全く言及されないことの方が奇異である。

『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』は、中国撰述の偽経であろうことは、すでに指摘されている⁴⁰⁾。しかし『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』は、新羅末期に朝鮮半島に将来された後、今日に至るまで最も主要な經典として読まれ続けている⁴¹⁾。また『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』は、朝鮮半島の禪宗において極めて重要視される典籍であって、例えば高麗の李資玄(1061-1125)によって、本經を拠り所とする「楞嚴禪」が一世を風靡したことさえあったほどである⁴²⁾。

他にも、引用回数そのものは少ないが、『阿彌陀鼓音聲王陀羅尼經』、『大方廣佛華嚴經』、『妙法蓮華經』など多様な文献が『現行西方經』に引用されている。

また、上記の引用文献表の最後に『景德傳燈錄』からの引用(Taisho Vol. 51, 219c15-16)が指摘されているが、実は『釋氏稽古略』(Taisho Vol. 49, 797c9-10)にも同一の文章が見いだせる。しかし、第一章の序で言及したように、『現行西方經』は1298年に録されたと伝承されており、この年代は確実ではないのだが、本稿では作業仮説として、『現行西方經』が1298年頃に成立したと考える。したがって『釋氏稽古略』

38) 鎌田(1987, 266-267)。

39) 第4.1章の7頁『慈悲道場懺法』からの引用リストの [1] [2] [15]などを参照されたい。

40) 望月信亨(1946, 493)。ちなみに、奈良時代の日本でも、本經が偽経であるという論議が起こった: 小林(2008, 12)。

41) 『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』の朝鮮半島における伝播については崔(1992)を参照されたい。

42) 崔(1992, 131)。

(1354年)より前に『現行西方經』は成立したと考え、引用元は『景德傳燈録』(1004年)であるとした。『景德傳燈録』は『現行西方經』中でもう一度言及されるが、それに関する問題は、第4.2章(306-307頁)で論ずる。

4.2 典拠名の誤り

『現行西方經』には、前章で示した文献以外にも、多様な文献が引用・言及される。本章では特に『現行西方經』中の引用文で、なおかつ典拠名が間違っているものを列挙する。

以下の2例は、『現行西方經』中で『罪業應報教化地獄經』からの引用として示されるのだが、実際には、『罪業應報教化地獄經』ではなく『慈悲道場懺法』からの引用である。

例1『現行西方經』874a7-12

教化地獄經云。三千大千世界鐵圍兩山黑之間。謂之地獄。鐵城縱廣一千六百萬里。城中八萬四千層。下以鐵爲地。上以鐵爲網。火燒此城。表裏洞赤。上火徹下。下火徹上。名為地獄。

実際には『罪業應報教化地獄經』(Taisho No.724)には、上記のような文章はなく、『慈悲道場懺法』(Vol. 45, 939a24-0939a27)からの引用である。

例2『現行西方經』874a20-b3

地獄經云。佛告阿難。云何名阿鼻地獄。阿者言無。鼻者言極。又阿者言無間。鼻者言無動。又阿者言大焰。鼻者言極熱。猛火入心。名阿鼻地獄。縱廣三十二萬里。七重鐵城。七重鐵網。於其四角。有四大銅狗。其身長大。萬六千里。城中苦事八萬億千。苦中苦者集在此城。

これもまた『罪業應報教化地獄經』には見いだせず、『慈悲道場懺法』(Taisho Vol. 45, 939b05-939c03)の要約である⁴³⁾。このように『罪業應報教化地獄經』に存在しない文章が『罪業應報教化地獄經』からの引用として挙げられている。ここで、先ほど第4.1章の301頁で列挙した『慈悲道場懺法』からの引用[18]と上記の2例を比べて

43) 『經律異相』(Taisho No. 2121) 卷第五十にも相似する文章がある: Taisho Vol. 53, 262c8ff.

みたい。[18]では、『現行西方經』(871b24ff)に「懺法云」という典拠名とともに『慈悲道場懺法』(Taisho Vol. 45, 934a12-25)が引用されている。しかし、この『慈悲道場懺法』(Taisho Vol. 45, 934a12-25)は、実は『罪業應報教化地獄經』(Taisho Vol. 17, 451a2-8)から引用された文章である。つまり『現行西方經』の撰者は、『罪業應報教化地獄經』の文章を、それとは気付かず『慈悲道場懺法』から引用したと主張していることになる。

なぜ『現行西方經』の撰者がこのようなミスをおこなっているのか、その理由は明らかでない。おそらく、第4.1章の300-301頁で示したように、『慈悲道場懺法』は『現行西方經』中で頻りに言及されるので、『現行西方經』の撰者自身が混乱してしまい、『慈悲道場懺法』から引用したのか、『罪業應報教化地獄經』から引用したのか判らなくなってしまったようである。

以下に、『現行西方經』中の典拠名に関する誤りを、さらに3例挙げる。

例3『現行西方經』867b3ff

普曜經言。世尊生淨飯王宮。年十九。踰城出家。至檀特山中修道。始於阿籃迦籃處。三年學不用處定……

これは一見すると『普曜經』を引き合いにだして、仏伝を要約しているかのように見える。しかし『普曜經』にブッダが檀特山で修行したという記述はない。実際には『釋氏稽古略』(Taisho No. 2037, Vol. 49, 752b07ff)あるいは『佛祖歴代通載』(Taisho No. 2036, Vol. 49, 495a20ff)の仏伝を要約している。この2文献においては、ブッダが檀特山で修行したという記述があり、また使用される語句も上記『現行西方經』の引用文とも近い。

次の例は、典拠名の誤りというよりも、撰者自身の創作のようにも思える：

例4『現行西方經』870b10-11

鳴婆塞經云⁴⁴⁾。私用三寶物者。過殺八萬四千父母之罪。

『鳴婆塞經』というのは『優婆塞戒經』を意図していると思われるが、どのみち上の引用文は『優婆塞戒經』にはない。実際には下記の2典籍中によく似た文章が見いだせる：

44) 原本は「鳴婆塞經云」。

『梵網經菩薩戒本疏』(Taisho No. 1813. Vol. 40, 616c27)

觀佛三昧經云。用僧祇物者過殺八萬四千父母等罪

『法苑珠林』(Taisho No. 2122. Vol. 53, 843b8-10)

又觀佛三昧經云。盜僧鬘物者。過殺八萬四千父母等罪⁴⁵⁾。

上の『梵網經菩薩戒本疏』と『法苑珠林』の引用では、『觀佛三昧經』が引き合いに出されている。しかし実際には、『觀佛三昧海經』に上記の文章と一致するものは見られない。上記の文章は、どうやら創作されたもののようである。例4の文章についても同様に、『現行西方經』の撰者が『梵網經菩薩戒本疏』や『法苑珠林』の文章を下敷きにして、創作したものと思われる。

最後に禅籍からの引用に関する問題を指摘したい。『現行西方經』で、受生処中の第35位である[分]→野狐(第3章の300頁を参照)が説明される際に、禅師と野狐のエピソードが引き合いに出される。

例5『現行西方經』872b24-c10

傳燈云。洪州百丈山懷海禪師每日上堂。有一老人。聽法隨衆散去。一日不去。師乃問。立者何人。老人云。我於過去迦葉佛時。曾住此山。有學人間。大修行人。還落因果也無。我答云。不落因果。墮在野狐身。今請和尚。代一傳語。師云但問。老人便問。大修行人。還落因果也無。師云。不昧因果。老人於言下大悟。告辭云。我已免野狐身。住在山後。乞依亡僧燒送。告衆燒送野狐。

これは『無門關』(Taisho No. 2005, Vol. 48)第2則の「百丈野狐」(293a15-b9)の公案としてよく知られるものである。むしろ「野狐禅」という語の語源としてのほうが、有名かもしれない。上の『現行西方經』からの引用では、このエピソードの出典は『景德傳燈録』としているが、『景德傳燈録』には対応するようなエピソードは見られない。

このエピソードは『無門關』以外にも、『圓悟佛果禪師語録』(Taisho No. 1997. Vol. 47, 804a01-9)や『萬松老人評唱天童覺和尚頌古從容庵録』(Taisho No. 2004. Vol. 48,

45) 『諸經要集』(Taisho No. 2123. Vol. 54, 130a3-b23)にも同一の文章がある。

231c29-232a12 洪州百丈山大智禪師のエピソードとして収録) といった禅語録に収録されている⁴⁶⁾。韓泰植が指摘した『現行西方經』と禅宗との関係は、このような引用文からも明らかになるとと思われる⁴⁷⁾。

4.3 經と論書の無区別

さきほど『慈悲道場懺法』が引用される場合、この文献が「經」でないにも関わらず、「經云」あるいは「經言」といって引用されることがあると述べた。ここでは、同じ様な例、つまり論書中の文章を引用しているのに、あたかも「經」から引用したかのように呈示されているものを列挙する。

例1 『現行西方經』 864b5-6

故經云、初信因中契諸佛果法分毫不謬。方成信位。

諸經典のなかでは、この引用文に相当するものは見いだせないのだが、『新華嚴經論』中には非常に近い文章がある：

『新華嚴經論』(Taisho No. 1739. Vol. 36, 809b06-7)

以信因中契諸佛果法分毫不謬。方成信心。

同じような引用をもう一つ挙げてみる：

例2 『現行西方經』 868b7-11

蓮華色比丘尼。經言、佛在忉利天爲母說法、下來閻浮。尼作念云、我是尼身、不先見佛。願作金輪王。千子圍繞。最初見佛。果滿其願。佛呵尼。

この蓮華色比丘尼のエピソードも、あたかも經から引用したかのように示されているが、実際には『歷代法寶記』(Taisho No. 2075. Vol. 51, 186c13-28)に見られるエピソードを要約したものである。

46) 「百丈野狐」は、他にも『大慧普覺禪師語録』(Taisho No. 1998a. Vol. 47, 844c22-845a1)、『宏智禪師廣録』(Taisho No. 2001. Vol. 48, 19a19-28)に収録されている。

47) 韓 (1996, 318)。

4.4 孫引き

次におそらく原典にあらずに、引用したと思われる例を挙げる。

例1『現行西方經』868c21-869a2

涅槃經云。若能觀三寶，常住同眞諦。此是諸佛最上之誓願。

涅槃經には、これと完全に一致する文句は見いだせない。実際には、下記の2文献に依って書かれたようだ。

『維摩義記』(Taisho No. 1776. Vol. 38, 497a15-17)

故涅槃云。若能觀三寶常住同眞諦。若就常義以論三寶。三寶皆用常義爲體。名爲一體。

『大乘義章』(Taisho No. 1851. Vol. 44, 657a18-19 = 『華嚴經明法品内三寶章』
Taisho No. 1874. Vol. 45, 613c15-16)

故涅槃云。若能觀三寶常住同眞諦。我性佛性無二無別。若就常義以辨三寶。

4.5 出自の判らない記述

以上、典拠名の誤りや孫引きなどの引用にまつわる問題点を指摘して来た。こういった諸問題によって、引用文の原典を突き止めることが、ある場合には非常に困難なものとなる。実際、『現行西方經』中には、今回の論考では取上げられなかった引用文が残っている。以下に、そういった出典不明な引用の中でも特に興味深い二例を挙げてみる。

第3章の299頁で示された来世の受生処リストの第14に「仙趣」という来世の受生処がある。この「仙趣」という境地を説明する際に、赤松皮を使用した「陽溪候」と「陰府子」という「佛藥」の作り方が教示される。赤松皮の粉末に眞麥の粉末を加えて、清蜜に混ぜたものを餅のような形状にし、餅に「入火性遍滿法界」という呪を百回唱えかければ「陽溪候」ができ、「入水性遍滿法界」という呪を百回唱えかければ「陰府子」ができる⁴⁸⁾。この二つの薬を朝昼夕の三時に飲み続けければ、三年で体から病気が無くなり、十年で仏国土や人間を自由に行き来できるようになるとする⁴⁹⁾。

48) 『現行西方經』868a9-18。

49) 『現行西方經』868a19-24。

このような魔術／呪術的な薬の出所は、はっきりしない。本稿ではあくまで参考として、敦煌医学文献中の『佛家辟穀⁵⁰⁾』中に登場する「観音菩薩最勝妙香丸法」に言及しておく。観音菩薩が教示したとされる「最勝妙香丸」は、服用者に超人的な能力を付与する薬である。この薬は、鶴虱、人参、狗脊、松脂などの粉末を蜂蜜で練って団子にし、さらに糯米、杏仁、白臘と合わせたものである⁵¹⁾。これを服用し続ければ、例えば十年後にはどんな病気にもならず、十五年後には肉眼が天眼になり、二十一年後には、一切衆生を知るという効果があるとされている⁵²⁾。

この「最勝妙香丸」と『現行西方經』に出る「陽溪候」と「陰府子」では、原料や製薬法等が異なる。さらに両者の効能にも似たところはあるけれども、一致するわけではない。しかし、両者の間には、魔術的な薬の効能によって超人的な能力つまり仏、菩薩、阿羅漢等が持つ能力が獲得されるという共通の思考が伺われる。

『現行西方經』の「佛薬」も、敦煌医学文献に見られるような、中国医学あるいは道教の仙薬の影響によって成立したのではないだろうか。もちろん、いわゆる韓医学や朝鮮半島の民間伝承医療に、『現行西方經』の「佛薬」のルーツがある可能性も否定はできない。しかし、薬の服用によって仏教的な超能力を得ようとする思考は、むしろ敦煌医学文献や中国撰述の仏教医学典籍に、根差しているように思われる。

第3章の300頁で示された来世の受生処リストには、第27位の受生処として「郵吏」が挙げられている。第27位であるから、かなり低い受生処と言ってよい。「郵吏」とは飛脚に相当するものである。『現行西方經』では家畜や人を酷使した者は、来世にはここに受生する。また郵吏から施しを受けた者や国王の反感を買った者も、郵吏に生まれるとしている。「郵吏」を来世の受生処として言及する仏教文献は、おそらくないと思われ、『現行西方經』がどのような典拠に依って、「郵吏」を来世の受生処として挙げているのかは不明である。おそらく高麗の社会事情において「郵吏」という職業の地位が低かったために、「郵吏」を低い受生処とする記述が生じたのかも知れないが、このことを裏付けるような資料を、筆者は今のところ持たない。

50) バリ国立図書館所蔵：P. 2637, P. 2703. 本稿中の『佛家辟穀』に関する記述は、胡（2000）に依っている。

51) 胡（2000, 42）。

52) 胡（2000, 43）。

5. おわりに

これまで、『現行西方經』の引用文を、若干煩瑣になってしまったきらいはあるが、細かく検討してきた。これにより、『占察善惡業報經』は『現行西方經』に引用されることがないということが明らかになった。

第1章の295-296頁で述べたように、『現行西方經』は新羅時代の「占察法会」との関係を描き出されている。しかし、『占察善惡業報經』が『現行西方經』に全く引用／言及されない以上、「占察法会」と『現行西方經』の関係も再検討が必要のように思われる。

また、第4.3章の307-308頁で論じたように、『現行西方經』の撰者が、經と論書を厳密に区別していないことも明らかになった。しかし、この点だけを取り上げて『現行西方經』の撰者を過小評価することはできない。『現行西方經』には、多種多様な文献が引用されており、『現行西方經』の撰者が広範な知識を有する人物であったことを示している。一方で、そのような博学の人物が『占察善惡業報經』を知らなかったということも考え難く、『占察善惡業報經』が引用されないのは、やはり謎めいている。

第4.2章の306-307頁で指摘したように、『現行西方經』の撰者は「百丈野狐」の典故を間違えて挙げている。しかし禅籍の知識を有していることは明らかである。したがって、『現行西方經』の撰者が禅宗と関係を有することは、かなり確実になったと思われる。

一次文献

『韓國佛教全書』14vols, 東國大學校佛典刊行委員會編, 東國大學校出版部, ソウル, 1979-2004。

『大正新脩大藏經』100vols, 高楠順次郎他編, 大正一切經刊行会, 東京, 1924-1934 (再版: 大正新脩大藏經刊行会, 大藏出版, 東京, 1960-1979)。

参考文献

以下の参考文献は初出順に列挙されている。

- [1] 韓泰植 (普光)「韓半島で作られた疑偽經について」『印度學佛教學研究』45-1, 322-314頁, 1996。
- [2] 池平紀子『『占察善惡業報經』の成立と傳播について』吉川忠夫 (編)『唐代の宗教』朋友書店, 京都, 355-380頁, 2000。
- [3] 鎌田茂雄『朝鮮仏教史』東洋叢書1 東京大学出版会, 東京, 1987。

- [4] 洪法空「三階教と『占察善惡業報經』の影響」『印度學佛教學研究』52-2, 736-731 頁, 2004。
- [5] 洪潤植『韓国仏教儀礼の研究』隆文館, 東京, 1976。
- [6] 東国大学仏教文化研究所(編)『韓国仏書解題辞典』国書刊行会, 東京, 1982。
- [7] 塩入良道「慈悲道場懺法の成立」吉岡義豊博士還暦記念論集刊行会(編)『道教研究論集: 道教の思想と文化 吉岡博士還暦記念』国書刊行会, 東京, 501-521 頁, 1976。
- [8] 望月信享『佛教經典成立史論』法藏館, 京都, 1946。
- [9] 小林信彦「顯智の言葉に反映されるタマの文化: 日本人の習性が分かりやすく現れている例」『桃山学院大学国際文化論集』38, 1-37 頁, 2008。
- [10] 崔昌植「『楞嚴經』の韓国流伝について」『印度學佛教學研究』41-1, 127-132 頁, 1992。
- [11] 胡世林「敦煌の宝物-医薬文物」難波恒雄・小松かつ子(編)『仏教医学の道を探る』東方出版, 大阪, 29-61 頁, 2000。

(やまなか ゆきお 嘱託研究員)